

2021年6月22日

各位

会社名 ソフトバンク株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一  
(コード：9434、東証一部)  
問合せ先 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤 隆志  
(TEL. 03-6889-2000)

**株式会社イーエムネットジャパン株券等（証券コード7036）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

ソフトバンク株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2021年5月21日、株式会社イーエムネットジャパン（コード番号7036、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を対象とする金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、2021年5月24日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2021年6月21日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ソフトバンク株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号

(2) 対象者の名称

株式会社イーエムネットジャパン

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2017年12月13日開催の対象者臨時株主総会の決議及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年12月14日から2027年12月13日まで）
- ロ 2020年3月25日開催の対象者定時株主総会の決議及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年3月26日から2024年3月25日まで）
- ハ 2020年3月25日開催の対象者定時株主総会の決議及び2021年3月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年3月18日から2025年3月17日まで）

#### (4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数       | 買付予定数の下限    | 買付予定数の上限 |
|--------|-------------|-------------|----------|
| 普通株式   | 791,200 (株) | 791,200 (株) | —        |
| 合計     | 791,200 (株) | 791,200 (株) | —        |

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(791,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は買付予定数の下限(791,200株)と同数に設定しておりますが、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性がある対象者の株券等の最大数は、(i) 対象者が2021年5月12日に提出した「第9期第1四半期報告書」(以下「対象者第1四半期報告書」といいます。)に記載された2021年5月12日現在の対象者の発行済株式数(1,881,200株)に、(ii) 2021年5月13日以降2021年5月21日までに第1回新株予約権75個の行使により発行された対象者株式の数(30,000株)を加算した数に、(iii) 2021年5月21日現在残存する全ての本新株予約権(対象者によれば、第1回新株予約権93個(目的となる株式数:37,200株)、第2回新株予約権255個(目的となる株式数:25,500株)及び第3回新株予約権17個(目的となる株式数:1,700株))の目的となる株式数(合計64,400株)を加算した数(1,975,600株)から、(iv) 対象者が2021年5月11日付で公表した「2021年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(29株)を控除した株式数(1,975,571株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2021年5月24日(月曜日)から2021年6月21日(月曜日)まで(21営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2021年7月2日(金曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

|          |              |
|----------|--------------|
| 普通株式     | 1株につき金2,257円 |
| 第1回新株予約権 | 1個につき金1円     |
| 第2回新株予約権 | 1個につき金1円     |
| 第3回新株予約権 | 1個につき金1円     |

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(791,201株)が買付予定数の下限(791,200株)以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書(2021年6月4日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2021 年 6 月 22 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類            | ① 株式に換算した応募数 | ② 株式に換算した買付数 |
|------------------|--------------|--------------|
| 株 券              | 791,201 株    | 791,201 株    |
| 新株予約権証券          | —株           | —株           |
| 新株予約権付社債券        | —株           | —株           |
| 株券等信託受益証券<br>( ) | —株           | —株           |
| 株券等預託証券<br>( )   | —株           | —株           |
| 合 計              | 791,201 株    | 791,201 株    |
| (潜在株券等の数の合計)     | (—株)         | (—株)         |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                                  |          |                              |
|----------------------------------|----------|------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | —個       | (買付け等前における株券等所有割合<br>—%)     |
| 買付け等前における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 11,802 個 | (買付け等前における株券等所有割合<br>61.76%) |
| 買付け等後における公開買付者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 7,912 個  | (買付け等後における株券等所有割合<br>41.40%) |
| 買付け等後における特別関係者の<br>所有株券等に係る議決権の数 | 3,952 個  | (買付け等後における株券等所有割合<br>20.68%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数                   | 18,794 個 |                              |

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2021 年 3 月 25 日に提出した「第 8 期有価証券報告書」に記載された 2020 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 1 四半期報告書に記載された 2021 年 5 月 12 日現在の対象者の発行済株式数（1,881,200 株）に、2021 年 5 月 13 日以降 2021 年 5 月 21 日までに第 1 回新株予約権 75 個の行使により発行された対象者株式の数（30,000 株）を加算した数（1,911,200 株）から、対象者第 1 四半期決算短信に記載された 2021 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（29 株）を控除した株式数（1,911,171 株）に係る議決権の数である 19,111 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

- ② 決済の開始日  
2021年6月28日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2021年5月21日付で公表した「株式会社イーエムネットジャパン株券等(証券コード7036)に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載の内容から変更はなく、公開買付者は対象者を連結子会社化する予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ソフトバンク株式会社  
(東京都港区海岸一丁目7番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上